

函館市監査公表第10号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年9月29日

函館市監査委員 小野 浩
函館市監査委員 本間 裕邦
函館市監査委員 板倉 一幸
函館市監査委員 藤井 辰吉

函 財 管
令和2年9月24日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	財務部		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）		
監査等実施期間	令和元年7月25日～令和2年3月25日	講評日	令和2年3月27日
調査対象事項名	プロポーザル方式による契約について		
指摘事項、意見・要望事項			

イ プロポーザル方式採用決定に係る仕組みの構築について

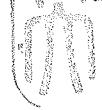
プロポーザル方式採用の決定にあたっては、募集要項等の策定時に所管部局で行われているものが大半であったが、プロポーザル方式を採用する具体的な理由を明確に記載していたものは少ない状況であった。

しかしながら、当該方式採用の決定をすることは、競争入札の例外として限定的に認められている随意契約によることを決定することとなるため、その時点において、当該契約が随意契約によるべき合理的な理由が必要であるとともに、その理由の妥当性を適正に判断しなければならないことから、プロポーザル方式採用の決定にあたっては、適切なチェック機能が働く仕組み作りを検討されたい。

措置内容、対応・考え方

プロポーザル方式によることができる業務は、受託者の能力や技術、センス、経験等により履行内容や履行方法その他に顕著な差異が現れる業務であって、受託者によって履行の内容や方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難な業務でありますことから、従来より調度課への回付を要しない取扱いとしてきており、プロポーザル方式採用の決定につきましても、これまで各々の発注部局の判断に委ねられてきたところでございます。

今後の対応といたしまして、函館市契約審査会の審議によりプロポーザル方式実施の採否を決定する方式を検討しており、来年度からの実施に向けて、現在策定中の事務マニュアルに、その手法を盛り込みたいと考えております。

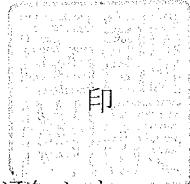


函 財 管
令和 2 年 9 月 24 日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	財務部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）		
監査等実施期間	令和元年7月25日～令和2年3月25日	講評日	令和2年3月27日
調査対象事項名	プロポーザル方式による契約について 指摘事項、意見・要望事項		

ウ 統一的な事務マニュアル等の策定について

プロポーザル方式の実施に係る事務手続きにおいて、統一された運用がなされていない状況が見受けられたが、これは、共通する事務マニュアル等が存在せず、所管部局がそれぞれの先行事例にならって運用してきたことが原因のひとつであると推測される。

しかしながら、プロポーザル方式の実施にあたっては、随意契約の一手法として適正な契約事務を執行することはもとより、手続きの公正性および透明性等が十分に確保されていることが重要であると考えることから、統一的な事務マニュアル等の策定について検討されたい。

措置内容、対応・考え方

プロポーザル方式による契約につきましては、高度な創造性や専門的な技術を要する公共施設の建築設計業務のほか、高い企画力やセンスを要する催事企画・情報発信業務など多彩であるほか、個々の業務の難易度等によっても公募条件や公募期間等が大きく変わってくるなど、一般的な価格競争とは異なる面がございますが、プロポーザル方式におきましても、競争性、公正性、透明性の確保は重要なことと認識しており、現在、財務部調度課において、来年度からの運用を目指し、統一的な事務マニュアルの策定作業を行っているところでございます。